

建設工事の請負契約に係る工事履行保証契約、履行保証
保険契約等の保証（保険）期間について

平成12年12月25日 事務連絡

標記期間の始期について、その時期を当該建設工事の着工日と同一日とする事例が見受けられますが、本来、工事履行保証契約、履行保証保険契約等による保証（保険）は、契約保証金に代わる、請負契約を締結するための1つの要件であり、また、契約日以降、着工日前に長崎県建設工事標準請負契約書第47条第1項の規定により契約を解除する事態も想定されることから、請負契約の締結に際し請負者に工事履行保証契約、履行保証保険契約等の締結を求める場合の**保証（保険）期間の始期については、当該建設工事の請負契約締結日より後の日とならないように取扱われるようお願いいたします。**

また、委託業務の契約締結の際にも同様の取扱いをお願いいたします。